

## 滋賀県 I C T 推進懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 地域や行政の課題解決に向けた有効な手段として I C T を積極的に活用し、I C T の進展に的確に対応しながら、中長期的かつ計画的に I C T 活用施策を推進していくための指針として、「(仮称) 滋賀県 I C T 推進戦略」(以下「戦略」という。)を策定するにあたり、有識者から意見を聴取し、検討するため、滋賀県 I C T 推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 戦略の策定に向けた検討に関する意見・助言を行うこと。
- (2) その他戦略の策定にあたり必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 懇話会は別表に掲げる委員で構成する。

- 2 懇話会に座長、副座長を置き、座長は、委員の互選により決定し、副座長は、委員のうちから座長が指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。
- 4 副座長は、座長に事故あるとき、または欠けたときに座長の職務を代理する。
- 5 懇話会に必要な応じてオブザーバーを置くことができる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、戦略策定の日までとする。

### (会議)

第5条 懇話会の会議は、県民生活部長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、県民生活部長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。
- 3 県民生活部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、滋賀県県民生活部情報政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、県民生活部長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 31 日から施行する。